

Title	六車明教授退職記念オーラルヒストリー
Sub Title	
Author	横大道, 聡(Yokodaido, Satoshi) 六車, 明(Rokusha, Akira)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2018
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.40 (2018. 2) ,p.327- 359
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	原田國男教授・三上威彦教授・六車明教授退職記念号
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20180222-0327

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

六車明教授 退職記念 オーラルヒストリー

聞き手：横大道 聡 法務研究科准教授
語り手：六車 明 法務研究科教授

——まず企画趣旨を説明させていただきます。六車先生は裁判官、検察官、そして大学の教員さらには弁護士、あるいは行政職も含めて、まさに法とともに生きてきたという、そういう非常に興味深い人生を送られてきました（次頁の略歴を参照）。そのような六車先生の生きざまというのは、進路が非常に多様化した今の法科大学院時代における法曹の在り方をまさに先取りした、そういったものではないかと思います。

そこで、先生が経験されてきた出来事や人生の決断といったようなことが若い法科大学院生に対して与える示唆は非常に大きいと考え、先生のご退職に合わせてこのオーラルヒストリーという企画をさせていただきました。

先生にお聞きしたいことはたくさんあるのですが、とりわけさまざまな人生の決断をなされてきた際にいったいどういうことが影響してきたか、あるいは決断の決め手となったことは何なのか、そのとき重視したことは何だったのか、そういったところを中心にお話を聞いていけたらと考えております。

本日は私が先生にインタビューをさせていただくわけですが、その経緯を簡単に説明いたします。六車先生も私も基本的には大学の研究室で勉強するスタイルで、お互いに土日も学校に来ておりまして、同じ階に研究室があるということもあってよく顔を合わせるというのがまず1つありますね。

さらには、大学自体が閉まってい

六車明教授 略歴

1952年（昭和27年）6月	東京生まれ
1971年（昭和46年）3月	（慶應義塾幼稚舎・普通部を経て）慶應義塾高校卒業
	4月 慶應義塾大学法学部法律学科入学
1975年（昭和50年）3月	同卒業
	4月 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程民事法学専攻入学
同	司法試験合格
1976年（昭和51年）4月	司法修習生30期
1978年（昭和53年）4月	東京地方裁判所判事補 （主な事件：六価クロム労働災害訴訟）
1982年（昭和57年）4月	高松家庭裁判所判事補兼高松地方裁判所判事補
1985年（昭和60年）4月	法務省刑事局付検事
1988年（昭和63年）11月	外務事務官（国際連合局）併任
1989年（平成元年）4月	東京地方裁判所判事
1991年（平成3年）4月	仙台地方裁判所判事 （主な事件：女川原発民事差止請求事件）
1995年（平成7年）4月	東京高等裁判所判事職務代行
1997年（平成9年）4月	東京高等裁判所判事
1998年（平成10年）4月	総理府公害等調整委員会事務局審査官 （主な事件：豊島産業廃棄物不法投棄事件、杉並不燃ごみ中継所（杉並病）事件）
1999年（平成11年）3月	東京高等裁判所判事
同	判事退官
1999年（平成11年）4月	慶應義塾大学法学部助教授
2002年（平成14年）4月	慶應義塾大学法学部教授
2004年（平成16年）4月	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
2014年（平成26年）1月	弁護士登録（第二東京弁護士会）京橋法律事務所所属
2017年（平成29年）4月	慶應義塾大学大学院法務研究科グローバル法務専攻（LL.M）教授

〔社会活動〕

1999年（平成11年）	WWF（現・公益財団法人世界自然保護基金ジャパン）事務局特別顧問（現・顧問）
2002年（平成14年）10月	法務省政策評価懇談会委員（2014年（平成26年）3月まで）
2009年（平成21年）12月	独立行政法人環境再生保全機構契約監視委員会委員（2015年（平成27年）11月まで）

るときに2人とも間違っただけで、外でお会いしてそのままお茶を飲みに行ったりお昼を一緒にしたりするようなこともあって、私が着任して今年で3年目ですけども、その間、憲法の関係の先生方を除けばおそらく一番親しくさせていただいたのが六車先生でした。そういった折々にさまざまなお話を伺っていて、非常に面白い、こういう経験は記録に残しておいて絶対に後世に伝えた方がいいと思います、この企画を私が手を挙げてやらせていただくことになりました。

生い立ちと、法律家を目指した経緯

——まず六車先生はご家族あるいは親類も含めて、法学、法律とはあまり縁のない世界で過ごされてきたとお聞きしております。そうした環境にあって法律に興味を持った理由、あるいは法曹を目指したきっかけになったこと、そういったあたりのことからお話を伺えればと思います。

▶ 申し上げにくいんですが、もともと僕は法律をまったく希望してなくて、慶應高校時代に、ひょっとしたら医学部に行ける成績が取れる

かなと思ったんですけど全然取れなくて。物理とか化学の増加単位とかも全部取ったんですけどね。

医学部には行けないことが分かって、理系か文系かあらゆる中で何にするかというところで法学部の法律学科を選びました。もう今となってはほとんど理由が思い出せないんですが、ほとんどの人は法学部に行かなかったのではあまのじゃくというか、反抗心というか、そういうので法学部法律学科に入った。

——なるほど。先生のご一家は芸能一家だと伺っておりますけれども、そちらの方向に進もうというつもりはなかったのでしょうか。

▶ 大衆芸能で映画と宝塚のような大衆演劇の一家だったんですけど、そういう方向に行きたいとはまったく考えなかったです。私の父は2代目で私が3代目に当たるんですけど、同じように3代目でそういう道に進んだ人も身近にいましたが、私の親はそういうことを望まなかったのか、一切介入しなかった。まったく自由にさせてもらいました。

——法学部に進学されたということは将来法曹になろうということも視

野に入れていたということですか？

▶ あ、それはもうまったくそういうことはなくて、身近に法律家もいないし、司法試験というものもほとんど知りませんでした。高校時代は医者になりたいと思っていました。

——そうしますと、法学部に入った後に法律家という進路をリアルなものとして考えだしたのだと思いますけれども、きっかけになったことは？

▶ 当時、慶應から司法試験を受ける人はすごく少なかったんですけれども、その少ない先輩の方々が日吉の教養課程の1年生から非常に熱心に少人数のゼミを始めてくれて、法学部法律学科の人でちょっと勉強しようとする人は、3人ぐらいの先生のどこかに自動的に割り当てられたのかもしれないですけど。

そこで何人かの人と、教室の授業とは別に土曜日の午後とかに、三田法曹会の非常に若い方、修習生とかあるいは若い弁護士さん方に法律とはどういうものかとか、法曹、法律の世界ってどういうものかということを教えてもらったのがきっかけだと思います。

——とはいえ、なりたいと思ってす

ぐなれるような仕事ではありません。最難関の国家試験である司法試験を突破しなければなりません。司法試験受験に関して何か思い出なりアドバイスなりがありましたらお願いします。

▶ そうやって始めたんですけど、2年生の真ん中ぐらいでストライキが始まって。

——それは学園紛争？

▶ そうです。学園紛争で日吉も三田もバリケード封鎖で2年生の後半と3年生の前半はまったく授業がなかったんですね。3年生に上がれなかったのが、慶應の学生だけは3年生から司法試験を受けられなかったんです。

ほかの大学はすべてレポートで3年に進級していましたが、司法試験の一次を通った人は別ですけど、普通は3年で初めて受けると考えていたところが、3年生では受けられなくて、それで4年生で初めて択一試験を受けたんですが、もう択一で最初に落っこちゃったと、まずそういうことがありました。(昔は、択一、論文、面接がありました。)それで、一応ゼミに入っていたので卒業

論文も書きました。

—先生は民事訴訟法系のゼミだったと伺っています。

▶ そうです。伊東^{すずむ}乾先生の民事訴訟法のゼミに入っていて、外国の原典を引用しないものは論文とはいわないと言われて、卒業論文というか一応卒業レポートというのを受け取ってもらって一応単位はもらったんです。何とか4年生の12月か1月ぐらいに、それを受け取っていただいて卒業しちゃったんです。

—司法試験と並行して卒論を書いたのですね。

▶ ああ、そうですね。

—忙しいですね。択一で最初は失敗されたということですが、翌年に無事に？

▶ 無事にとはとても言えませんが、何とか択一を通して、何とか論文を通して、何とか面接を通ったという感じです。

裁判官任官

—司法試験に合格した後、修習に行きます。先生は最初に裁判官に任官されました。もともと進路を決めている人もいますけれども、

裁判官に任官するということはいつごろ、あるいはどういうきっかけで決められたのでしょうか。

▶ そのころの修習は前期と後期とがあり、後期修習の始まるころに決めました。

—司法試験に受かった段階では、弁護士になりたいとかそういう希望があったわけではなかったということでしょうか？

▶ そもそも知らなかったというのが実情です。

—あ、そうなんですね（笑）。

▶ 申し訳ないくらい本当に何も知らないけど受かったんですね。だから受かった人がやることと同じことをやろうかという感じ。

—そうだったんですね（笑）。なかなか珍しいタイプだと思います。

▶ そうはいつでももちろん考えたんですけど、それは私だけでなくそういう人は多かったと思います。後期が始まるころで決めたというのは、要するに実務修習を終えるところで決めたということなんです。

—そうしますと実務修習を経験してみて、この仕事は自分が将来人生を費やす職としてふさわしいという

ふうに思われた、何かそういうきっかけみたいなのはあったんでしょうか。

▶ そういうふうに思ったわけではない。

——なかなか面白い（笑）。

▶ 本当に。修習の順番は班によって違うんですが、私は30期東京第4班で、民事弁護、それから民事裁判、検察、刑事裁判の順でした。どこの修習がよくて決めたということは申し訳ないけどなくて、私を除く25人、私を入れて26人の実務修習メンバーの意見なんです。特に検察修習は大部屋でいつも一緒にいて、私だけじゃなくてほかの人がみんな、あなたは何に向いているとかいうことを日々言いあっていました。

私の今の記憶では、裁判官にあこがれるとか、弁護士が嫌だとか検事が嫌だとかということも特になくて、その人たちがあなたは裁判官が向いているというふうにいるんですね。26人のうち慶應は私1人だけで、要するにいろいろな経歴のいろいろな大学の人が一致して裁判官というんだったら向いているんだらうと、今の記憶ではそうやって決めたと思

います。

——なるほど。そうして裁判官を志望されて、六車先生の裁判官としてのキャリアは1978年に東京地裁の判事補という形でスタートいたしました。最初は刑事部に行かれました。

▶ はい。

——卒論やゼミは民事訴訟法だったわけです。けれども刑事部になったということですが、それには何か経緯なり理由なりはあったんでしょうか。

▶ 今は分かりませんが、当時は東京地方裁判所はあいうえお順の「あ」から1年おきに刑事部と民事部の1部、2部と入れていっていて、僕は六車だったので、その年は民事部から入れていったので、刑事部の一番最後の部に入ったんです。

——特に希望して刑事部に行ったというよりは、そういうふうに別に深い理由もなくということなんですね。

▶ ですからもし1年早く始めていたら、刑事からあいうえお順ですから民事の最後の方の部に入ったはずですが。今はどうなっているか知りませんが。そういうふうにもうがちがちに決まっていて、実際に僕の隣の

部屋はあいうえおの早い人の1年先輩が両隣にいましたから。

——刑事部からスタートされて、その後は民事部に移られたり、調停、借地非訟の部に移られたりと、いったん入った部からひんぱんに動くということは普通あまりないと思うのですけれども、そうなった理由というのは何かご存じでしょうか。

▶ 私の聞くとくところでは、民事部が非常に忙しくなってとにかく1人でも2人でも刑事部から民事部にということで、民事部の（地裁）所長代行と刑事部の所長代行が当時は非常に親しいというか、よく話ができるというお2人だったらしくてトレードになった。

当時の僕の代は4人いたんですけど、そのうち3人は私と一緒に、私のほかに2人が初任1年で2年目から民事に行ったんです。ですから次の年に初めて裁判官になって民事に入った人と同じように、僕たちは刑事から移って、私のときは東京地裁15人のうち14人が民事で1人だけが刑事ということになった。

——それだけ事件の数のバランスが、民事中心だったということなんです

か。

▶ 本当だったら裁判長クラスを移さないで軽減にはならないはずで、一番若いやつを3人移してもほとんど意味ないと思うんですけど、一応数としては3人、わずか1年しかたっていない、しかも刑事部で1年やった人を民事に移すということが、まだそのときはあったということです。

——なるほど。その後、調停、借地非訟部に行かれたということですが、これはどういう経緯があったんですか。

▶ 民事部に行きましたら六価クロム訴訟という非常に大きい事件、原告が250人ぐらいいて五十何億円ぐらい請求するような労働災害の損害賠償請求に関わることになった。

——日本化学工業の工場があったところですね。

▶ 江戸川区ですね。あ、ごめんなさい、江東区か。江東区か江戸川区の工場の、産業廃棄物みたいなものの土壌汚染が昭和50年ぐらいに大きな問題になってから、実は工場の労働者に化学物質によるひどい労働災害があったことがわかった。たま

たま東京地裁の民事裁判修習をその部でしていた。しかも係属したばかりで、化学式がいっぱい出てくるというので、原告、被告の了解の下に化学式などを説明できる先生に来ていただいて授業みたいなのをやったんです、会議室みたいなところで。

裁判官だけじゃなくて書記官とか速記官とかが全部集まって、ちょうど4カ月しかない修習のときに、僕がたまたまその部でその勉強会を聞いたんですね。専門的な技術とか専門知識を民事裁判にどう生かすかということは今をよくいろいろな分野でやっていますけど、そのはしりみたいなやつですね。

でも、まさか自分が修習したその部に入るとは思いませんでした。しかもあいうえお順で刑事になっていましたからずっと東京地裁で刑事にいたと思っていたのに、民事に移ったら修習のときにその勉強会をしたその事件をやっている部に入って、その事件の主任になったんです。しかも、これ以上の裁判官の交代はなくて、あなたが判決を書きなさいと言われた。

それで通常の3年の任期を超えて、

全然書けないので4年目に入っちゃう。ちょうど4年目の半年ぐらいで言渡しをしまったので、戻るところがなくなって借地非訟に行ったんです。

——それもまた先生らしい面白い動きですね。最初に東京地裁で働いたときの一番思い出に残っているというか、大きな事件というのはその六価クロムの労災の事件だったということでしょうか？ 先生は今、環境法を専門として研究をなさっていますけれども、その原点になるような事件ですが。

▶ それはもう本当にそうですね。たくさんの方が被害者がいることや、疫学的な因果関係とか労災の損害賠償も、かなり環境、公害の被害者の訴訟と似ていますね。

——この事件のほかに、東京地裁にいたときの何か思い出深い人物なりのお話はありますか？

▶ 例えば、今の時代では考えられないですけれども、修習のときも同じ東京修習だったので民事と刑事、初任も民事と刑事をやったので、廷吏さんとか、事務官、速記官、書記官、いろいろな職員の人と知り合い

になった。

それから今みたいにパソコンがないのでタイピストが何十人もいて、そういう大きい事件は何十人という人が和文タイプで膨大な判決を手分けしてやる。裁判長や私の手書きの字が読めないとタイピストはタイプができないので、原稿が全部できて渡した後は僕がタイピストの脇に常駐していたんですね。何十人という人が同時に打っていますので、誰かが読めなくてほかの人に聞いたりするとすごく止まっちゃうので、僕がいれば分かるから。

——今では考えられないようなことですね。

▶ それで本当に申し訳なかったんですけど、とにかく言い渡し期日に間に合うようにと、超過勤務とか時間をオーバーして打っていただいて、夜食みたいなお弁当をそのタイピストの人が作ってくれて一緒に食べたりして。これで間に合うという段階で言い渡し期日を決めるんですけど、昭和56年9月28日だったと思いますけど、『判例時報』の1014か1028か1冊の特別号ね、私のときは1冊になっているんですけど。

ど。

刑事のときは隣の部が田中角栄元首相のロッキード事件をやっていて、本当に隣の部屋だったので、その裁判長や右や左の（陪席の）人と毎日のように会って。

——日本の歴史に残る大事件です。

▶ 両隣に前の年に裁判官になった人がいて、両隣が2年生だった。僕が刑事部の1年生だった。そういう若い左陪席の人にもものすごく教えてもらって、私みたいなものが裁判所で何とかスタートできたというのが、新人のときの1年上の人との思い出。それから修習のときに民事も刑事もやっていたので、お帰りなさいという感じだったんですね。それで刑事でお帰りなさいと思ったら、今度は民事でお帰りなさいみたいな。

——なるほど。

▶ そうやって修習と初任を合わせて6年ぐらい東京地裁にいたんですね。

——少し話は戻るんですけども、六価クロム訴訟の勉強会みたいなものに参加したときは、やっぱり数式とかそういう話が出てきましたか？

▶ もう本当に最初から最後まで化

学方程式。六価クロムとか三価クロムとか、その工場で原料をどうやって燃やしてどういうものが出てきて、といったたくさん化学方程式。そもそももう労使はものすごく対立していましたから中立的な先生を選ぶというのが大変で、たまたまこの人なら両方いいという人が見つかって勉強会をやるといときに、僕が民事裁判修習で、しかもその部で修習しているんですよ。

——先生はもともと医学部志望で理系だったということが、そこで生きてきているということですか。

▶ 後で出てきますが、豊島もそうなんですよ。豊島も廃棄物を燃やす話なので、そこでもそういう話になりました。

——なるほど。豊島事件のお話は後で詳しくお聞きすることにいたしまして、次にいきたいと思います。東京地裁の次は香川県の高松に移られて家裁と地裁の判事補ということでしたけれども、そこで思い出深い事件とか出来事とかは何かございましたか。初めて地方に行くということになったと思うのですけれども。

▶ やっぱそれは何とんでも、

正確には覚えていませんが20人以上を少年院に送った少年事件でしょうね。高松本庁と西にある丸亀支部というところの少年事件のかかなりの部分を、自分は3分の1ぐらいを担当したと思います。例えば高校のときに何か家庭裁判所に行った友達がいたかもしれませんが、自分は本当に知らない世界で。一応、少年事件と家事事件の兼務ということで地裁の兼務に就いていましたけど、実際にはほとんどすべて家事と少年なんですね。

もう次から次へとそういう少年事件をやりました。家庭裁判所調査官という制度があって調査官の人が意見をきちんと出してきて、最終的にはテーブル1つで、民事や刑事と違って段差もなく目の前に少年がいるという状況で。当時は合議制もなかったのでどんなに大変な事件でも1人でやるということで、しかも未特例という5年たっていない裁判官がやらされた。

しかも僕は東京生まれですけど、みんな高松とかあるいは丸亀という香川県の子供なわけですね。そういう人にやっぱり少年院送致を言い渡

すというのは、非常に大変でしたよね。そういうのをずっとやるのが仕事でそれを3年間やりましたから、何といてもそれが一番毎日大変だったんですね。

——先生は東京生まれで大学も東京で修習も東京、初任地も東京ということで、これが初めての地方での生活ということですから。

▶ そうですね。ですから今申し上げたような調査官とか事務官とか書記官とか、それから家裁をやっていましたので調停委員の人たちがいる。調停といって家事調停で、離婚とか相続とかいうことをやります。調停委員の、親かもうちょっと上ぐらいの年の男性や女性の人から、香川県のこととか、離婚とか相続というのがそもそもどういうものかというのを教わるという3年でしたね。

法務省刑事局付検事への出向、国際会議にも出席

——なるほど。では次にいきましょうか。その後、先生は1985（昭和60）年4月に法務省刑事局付きの検事になりました。これはまたこれまでとはまったく違った仕事かと思

います。

特に刑事局は、刑法、刑事訴訟法などの刑事法制に関する企画、立案、あるいは検察に関すること、犯罪人の引き渡し、国際捜査共助などに携わるわけですが、まずそこに出向された経緯を、ご存じでしたら話せる範囲で教えていただきたいということと、あとは仕事内容ががらりと変わってどういうお仕事をされてどういう苦労があったかなど、そういうお話を伺えればと思います。

▶ まず経緯というのはまったく何もなく、ただの定期異動ですね。と聞いています。例えば、東京でいいですね、はい、法務省です、いいですね、と。もちろん拒否する自由はありますけれど。それで法務省だけど刑事局です、いいですね、と。このときの異動だけでなく、今まで全部、当局に言われたところに行く。自分で希望したというのはいないです。何か希望を書いたことがあるかもしれませんが、書いても全然意味ないというか、ずっとそうでしたから、ここはもう本当にそれだけです。

さっき申し上げたように僕は東京

で1年ずれちゃっているの、そのずれているのが影響しているんですね。高松は3年で通常の任期なんですけど、ここのポストは4年に一遍空くポストで、もし僕が定期異動をしていたらここには行かなかったわけですね。僕が1年ずれて高松が終わったときに、僕の前任者がこの法務省刑事局で4年の任期が終わったところにちょうど当たっちゃったわけだ。

—なるほど。

▶ その人はちょうど僕ぐらいのときに法務省刑事局に行って、4年間やって出る。ちょうどそれぐらいの人で今度は東京に戻してあげようかという全国の人の中で、どういう理由で僕になったのかはまったく分かりません。高松の家裁で家事と少年をやって、その前に東京地裁で民事をやっていたんです。その初任の1年しか刑事をやってない僕が法務省刑事局に行くというのは、誰がどう考えて決めたのかはまったく分かりませんね。

—確かにそうですね。何かそれもまた面白いところですよ。

▶ やったことはまさに、このどこ

かに書いてある刑法、刑事訴訟法、刑事法制に関する企画、立案という、その通りで、私の場合は労働法制だったんです。

それから検察に関することというのは、要するに刑事事件で無罪が出て、それが労働法とか憲法の労働基本権とかの解釈にかかわるときに、法務省と検察庁の関係があるわけなんですけど、法務省としてはそういう問題を私の何代も前から検討していますので、そういう蓄積を踏まえて上司の人とももちろん話をして私が法務省としての見解を言うとかそういうようなことです。

それ自体は別に変じゃなかったんですけど、それまでずっと裁判所の中において裁判官と書記官とか裁判所事務官の世界だったので、検事さんの世界って事務官の人は検察事務官出身の方ですから、その雰囲気みたいなものは分からないわけです。

最初は慣れなくて、非常に苦労しました。2年ぐらい、これはちょっと僕には無理かなと思ったりしていましたけどなぜかクビにならなくて。この人はだめだから裁判所に戻しちゃおうとおそらく寸前ぐらいまで

いったんじゃないかと思うんですけど。

— そんなことはないと思います(笑)。

▶ でも後から考えてみると、ほかの人もそうだったんじゃないかと思うんです。先輩たちも。

— 先生だけじゃなくて、みんなそこで同じ苦勞をされていたということですね。

▶ ただ、僕の先輩は僕以外はすべて刑事をきっちりやってきた方で、戻って刑事の専門家として非常に偉い方になった方ばかりで、例外は僕だけです。僕みたいなのがなったのも初めてだし、法務省刑事部で4年もいたのにその後は民事になっちゃったというのも本当にないです。

— 先生の前には香城敏磨裁判官がいらっしやっただとお聞きしております。

▶ そう、香城さんと僕は同じ。今は憲法学会では香城理論とか見直しか何とか。あれは香城さんの後、香城、松浦、永井、金谷、僕とずっとつながって同じいすに座っている。まだ赤レンガの時代なんです。

— 金谷さんというのは最高裁に行った方？

▶ あの金谷さんじゃなくて、金谷暁といって27期で東京高裁の裁判長をやった後、簡裁の判事になって今は東京簡裁か何かやっている。その人は金谷(かなや)なんですけど、慶應に来てくださったのは金谷(かなたに)さんで、あの方は最高裁まで行った。あの方ももう大変な刑事の専門家で、それで慶應に来ていただいた。

— さきほど先生のお仕事は法務省としての見解をまとめるようなことというお話でしたが、先生が行かれた当時、労働基本権関係では最高裁の大法廷判決レベルで立場もある程度固まっている中、どのようにして意見をまとめていくという作業をなされたのでしょうか。その内実というか内輪での意見集約の方法とかそこにおける判例の役割であるとか、そういったあたりを、もし可能であれば教えていただきたいと思います。

▶ まず、今おっしゃったように労働基本権の判例は固まっていました。あの事件では、というのは昭和49年4.11という日教組のストライキ

ですが、日教組と都教組と埼教組と岩手の岩教組で、埼玉と岩手は無罪判決が出たんです。片方が地裁レベルで、片方は高裁レベルで。あれは地方公務員法のあおりとあおりの企てという。事実認定と法律解釈適用とかいうことで、今おっしやったように法理論は固まっているわけなんですけど、この事実が法理論がいつているあおりとかあおりの企てに当たるかとかそういうような。

だけど、その前提として法理論で固まっているあおりとかあおりの企てというものの刑事罰を、違法性とか、そういう憲法論の前提となっているような具体的な一つ一つの事実、その事実があってこの憲法論が固まってきている。名古屋中郵とか全農林とかいろいろありますよね。

その前に都教組が出て、1回判例が変更になっていますよね。そういうのをずっと先輩が担当しているわけです。今は判検交流の批判があって裁判所からは行ってないかもしれませんが、法務省の労働担当というのは、香城さんがいたようにずっと担当をしていたわけです。

法務省の中の労働担当の局付きとというのは、とにかく自分で考える。上司は担当分野がすごく広いので、代々その分野を法務省の中でしっかりやっているのは、なぜか裁判所から出向している人というふうになっていたんです。そうやって理論としてはほとんど固まっている。

2つ無罪が出ていたその無罪について、もう細かいことは忘れましたが、ある事実から、要するにあおりとかあおりの企てとか、そここのころに当てはまるとか当てはまらないとかそういうような議論が出て。それは一方においては証拠ですけど、純粋な証拠は検察庁が扱うわけなんです。そのある証拠があって、それを判例理論に当てはめて判例違反になるかどうか。

これは当然、判例にいう合憲だとか、違法だといわれるあおりだとかあおりの企てに当てはまるかどうかということになると、純粋に証拠だけじゃなくてこの証拠については間違いないとして、判例というのはそもそも何がどういうふうにいけないといっているのか、そのあおりとかあおりの企てが。

要するに、法務省としての考えと
いうことでもありますけど、そういう
最高裁の確立した判例に照らして
今出てきている無罪判決の論理が正
しいか、あるいは違うのであればど
こがどういう意味で違うのかという、
それを法務省として言うわけです。
——なるほど。なぜこのような質問
をしたかといいますと、ロースク
ールの憲法の授業だと判例を無視して、
学説一本で書こうとする学生が非常
に多いんですけれども、やはり実務
においては判例がまずあってという
話だという点をちょっと伺いたかつ
たのです。

▶ ああ。それは要するに上告理由
とか上告の破棄理由とか、刑事にし
ても民事にしても最高裁がどうい
うときに下級審の判決を破るかとい
うところを見れば、その判例って最高
裁の判例の統一機能があるわけです
から、最高裁の判決でも少数意見が
過去に多くて、もう次の同種の事件
で少数意見が多数になるだろうと本
当に思うときは、最高裁の意見に反
する判決を書くべきだと思いますけ
ど、そうでない限りは基本的には判
例に従うわけですから下級審も全部、

最高裁の判例に従っているわけで。

学者の方もあるいはロースクール
の方もそこは絶対動かしようがない
ことだから、その上で少数意見をよ
り増やして行って判例変更に持って
いくとか、あるいは逆に少数意見は
間違っているからより多数意見を
しっかり固めるようにいくか。

同じ事件ってあまりないわけです
から似たような事件が来たときの指
針になるような判例解説とか、将来
法律家になる人に対する授業では、
判例というのはそういうふうに機能
して法の支配というか法律の世界全
体で位置付けられているということ
を理解してもらうのはすごく大事だ
と思いますね。

——ありがとうございます。では次
の話に進ませていただきまして、刑
事局にいたときに先生は外務事務官
を併任して国際会議に出席なさいま
した。そのときのお話をぜひ伺いた
いと思います。

▶ これは今の労働基本権の関係で、
定期的にジュネーヴにあるILOで
国際会議を開くんです。人事院と
か労働省とかあるいは文部科学省と
かいろいろ関係する省庁がそれに対

応するためにチームをつくって、それでみんなで出張をして。

ホテルで合宿みたいにして、会議は分科会が3つぐらいに分かれていて、そのチームが現地のジュネーヴに駐在している外交官の方と組んでそれぞれの分科会に出る。私は人事院の人と組んでその分科会にずっと出ていろいろ対応して、終わると公電、外務省あての電報を書くという、そういうのをやりましたね。

——これまでのご経歴上は留学された経験がなかった中、いきなりこういう国際会議にお前行ってこいと言われてどういう感想を持たれましたか。

▶ まず、行くか行かないかということではなくて、行きなさいと言われるともう行くしかない。お役所ってそういうもの。自分が法務省の労働担当で、その会議に法務省として、というか政府として法務省から1人出すということになったら、もう自分しかいないと思うんですね。そういう流れというか、断るとかそういうことはまったくあり得ない世界。——その後で必死に準備をなされたとか。

▶ そうですね。いろいろ準備としてやるのがいっぱいあるし。今思い出しましたが、労働対政府対使用者という、要は3者になるわけですね、ILOは。三角形になるんですけど、公務員の場合は政府と使用者側が一体となるので2者対立になるんですね。

それで、予算的に同時通訳は一組だけオーケーということになって、僕の分科会は同時通訳がいなかったんですけど。労働側は当時、総評系と同盟系がチームを組んでいたんです。同時通訳用のお金を自分の責任でスイスフランにスイス銀行で取り換えて、そのお金を持って労働側が半分、日本政府側が半分、僕がそのお金を持っていきましたね。その同時通訳のグループに、そのお金を払った記憶があります。

——やるのがたくさんありますね。

▶ そういうようなことを次々とやっていかなくちゃいけないので、大変だと何かそんなことは何ていうかな、当時は大変だと思ったかもしれないけれども、やらなくちゃいけないからもうずっとそうやって一日が過ぎていく。そうしたらもう

ジュネーヴに着いて会議が始まっちゃう。公電を書いてくれといわれたら、もう公電を書くしかなさうがないという。

——さらにこの会議が終わった後も先生はヨーロッパに残って、いろいろ調査をなされたということですけども。

▶ それは、たまたま入国管理局が不法入国した外国人、それを承知で雇った使用者に対する罰則規定を作るといことで、入国管理局も現場の検事の人が職員に入っていますので、入国管理局と刑事局はよく交流があってそういう情報はすぐ入るので、正確に言えば入国管理局付という辞令を出した方がいいのかもしれないですけど。

僕はその国際会議の間は外務省国際連合局外務事務官だったんですけど、その後は刑事局ではなくて入国管理局の仕事として、ヨーロッパの5つか6つぐらいの国の担当部局、お役所に行って、どういう法律になっていますかとか、これからどういう法律をつくらうとしていますかとか話を聞いて、資料をもらって、ということ全部1人でやったんで

す。

資料をもらって次の国に列車とか飛行機で着くと、飛行場などで国際宅急便とかそういう段ボールをもらって、そこに資料とかりポートを入れてその場で日本に送り返してからその国に入って、ということを繰り返して行く。それぞれの国に着くたびに、次々とリポートと資料を送り返した。

——それは大変だ。先生は今年からLL.M.の担当ですけど、実はそういうところの経験が今に生きているというのはあるんですか（笑）。

▶ ほんのちょっとだけ残っていて、そういうのが役立っているかもしれないですね。振り返ってみるとそういうことはやった。忘れていたのにLL.M.ということがあって、あるいは今日のような機会があっていろいろ思い出してみると、あ、そういうこともあったなという感じなんです。

再び裁判官に——地裁から高裁へ

——では、次へいきましょう。その後、また裁判官に戻られまして、1989年から東京地裁、そして1991年からは仙台地裁の判事、1995年

にまた東京に戻って高裁の判事をお務めになりました。この間で何か思い出に残る事件などを教えてください。

▶ 判検交流とかいわれるかもしれませんが、東京に戻ったとき東京地裁の人が決めたと思いますが、法務省刑事局に4年もいたんだから、ということで刑事部の所属になったんです。1年目は合議体の右陪席、2年目は、単独部というのが当時ありまして、単独事件と否認された難しい事件は代理裁判長ということ、東京地裁の刑事部の裁判長もその2年目にやったんですね。

1年目の合議事件では、あの当時非常に大きかった幼女連続誘拐殺人事件、4人の幼女を誘拐して殺人をしたという事件がありました。国選弁護になって、特別案件ということで特別に弁護士会が選任した非常に優秀な弁護士が2人つきました。そこは僕は1年だったんですけど、最後の3月30日か31日が第1回公判期日で、その第1回公判期日までの準備というのをずっと合議体でやっていました。

——宮崎勤事件ですか。

▶ そうです。

——ああ、なるほど。まさに当時の大事件でしたからね。

▶ だから、第1回の公判期日の映像には僕が映っています。今は裁判員裁判になって準備とか刑事訴訟法的に変わっていますが、とにかくそういう大変な事件の準備というのが印象に残ってますね。その第1回公判までやったところで単独部へ移った。ですからこのときの東京勤務は実は2つの部で、全然違うことをやっていたんです。

——その後、仙台に移られて女川原発の事件を担当された。これについて何かお話を伺えればと思います。

▶ 主任ではなかったんですけども、合議体に入らずずっと合議して。裁判長は塚原朋一という僕と一緒に東京から行った人、僕が右陪席で、左に鹿子木康という、これも東京からと、3人とも東京地裁から行ってやったんです。

今もいろいろなところで女川原発の私たちの事件のことが取り上げられて、身近な人からも、判決文を持ってきて、これはどういう意味ですかと聞かれたりというのがしょっ

ちゅうあるんですけど、要するにたくさんある事件の中の1つだったんですね。いや、民事部ってやらなくちゃいけないことがいっぱいあるから。だから、その限界の中でやっているんで今いろいろ聞かれても非常に苦しいというか、理論的に詰められちゃうと。そういうことは正直に言っていますけど。

仙台の司法修習生の指導とか、いろいろやる中の1つとしてたまたま自分が関わった事件ということで。この段階では、裁判官を辞めるとは思っていなかったし、環境法の先生になるなんて夢にも思っていなかった時期なわけですから。でも、これは民事の初めての原発の差止めの裁判だったので注目されたんですね。

伊方原発の行政訴訟は最高裁までありましたけど、女川は民事では初めての差止めの一審という意味で、いろいろなところで引用されている議論されている判決なんですね。その後、東日本大震災での福島のことがある、さらに取り上げられるようになった。それで、福島の後には自分で読み直して、伊方との関係を今現在どういうふうにかえたらいい

のかということはずっと考えるようになった。そんな事件をこのときにたまたま体験したわけです。

——この女川原発の事件は電力会社を相手に人格権とか環境権とかが争われるようになった非常に大きな事件で、評釈もかなり出ているような、そういった事件です。慶應でも評釈を書かれた先生がいらっしゃると思いますが、なかなか面白いことですよ。書かれた人と評釈者が同じところで教えているという。お互い同僚になるとは思っていないから、好き勝手なことを言うわけですからね。

▶ だから、最初に横大道さんがおっしゃったように、人生どうなるか分からないですから、ロースクール生も、将来、何が役に立つのか、あるいは何が差し支えになるかとかじゃなくて、どこへ行ったときでも後で申し開きができるように、自然に生きるのがいいよということなんですよ。法律の仕事は、そのときに本当にそう思ったからそうしたんだとしか言いようがないようにやっておけば、誰に何を言われても大丈夫。——その後、東京高裁に移られて、高裁判事までお務めになられたわけ

ですけれども、この間は特に有名な事件はなかったと思うとおっしゃってましたね。

▶ そうですね。要するに関東甲信越の控訴事件が全部来ますし、東京地裁の特別部というのが知的財産以外はないので、交通事件であろうと、労働事件であろうと、人事事件であろうと、来るわけですね。例えば労働事件だと、地労委から始まっている事件なら、地労委、中労委、東京地裁、東京高裁と4審体制なんです。ある地域では有名な労使紛争とか、そういうものの和解交渉をいくつもしている。大きい会議室に労働側、会社側、さらに労働側の上部団体がいて、自分が司会みたいな感じになるんですけど、そこで和解交渉をやるんです。

どこの部でもそうだと思うんですけど、ああ、高裁ってこういうところなんだな、それを当たり前に行っていくんだなど。それはものすごく自分にとって勉強になりましたし、すごく印象的で、昨日のように思い出します。

公害等調整委員会へ

——その後、1998年4月に独立行政委員会へ行かれたのですね。総理府、現在の総務省の外局ですけれども、公害等調整委員会の事務局審査官になりました。これもやはり、行ってこいと言われて？

▶ その通りです。内示の時期に面接室みたいなところに裁判長に呼ばれて、公害等調整委員会だと。断るも何もない。ちょうど僕はそこで裁判官20年が終わったところで、21年目というところでした。

——これについては、六車先生がこれまで担当されてきた事件が影響している可能性はあるような気がいたします。

▶ 誰かがそういうことを考えて選んだのかもしれませんが、それは本当に分からないですね。

——仕事の内容としては、まさに公害等の調整ですから、裁判と類似した、準司法機関としての役割ですけれども、当時非常に大きな事件が幾つかあったと思います。そのあたりについて、お話しいただけますか。

▶ やっぱり豊島事件ですね。ちょ

うど今年、最後のごみが島から出てリサイクルされたということで、偶然、僕の慶應での最後の年に重なりましたけど。もう1つ、杉並事件というのがあって、杉並区に燃えないごみの中継所というのがありまして、その周りの人が病気になるということで、いわゆる杉並病と言われて、それもすごく大きい事件だったんですけど、両方やりました。もう1つ、小田急電鉄の損害賠償事件もありました。

公害等調整委員会の扱う事件は大きく3つのタイプがありまして、豊島事件は調停、杉並は原因裁定事件、小田急は責任裁定事件という、それぞれの典型的な事件が3つとも掛かっていて、そのうちの2つを僕が担当していたんです。

—先生が2つ担当されたというのは、何か理由があるんですか。あまり内部に人がいなくて、2つ担当しないと回らないとか。

▶ 公害等調整委員会には、環境省とか運輸省とか経済産業省とかいろいろなところから出向してきていて、しかも文系の人と理系の人といる。それが、みんなでたくさんの事件を

分担しています。僕の前の人が任期4年か何かでそこを出て、そこで、誰か1人、裁判所からの出向者が必要になる。で、僕が該当するということになったと思うんですけど、事件はたくさんあるし、いろいろな役所の人が来て、いろいろな組み合わせでやるんです。例えばこの豊島事件は、環境省から来ている理系の人と私がペアで担当しました。

—例えば豊島事件はやはり現地に行かれて調査されましたか？

▶ そうですね。1週間か10日ぐらいのうちに現地をすべて見ました。原告にあたる人と会って、原告団の弁護士に会って、被告の香川県の職員の人やその顧問弁護士、不法投棄をした人と、その会社は破産していたので破産管財人に会って、その破産管財人を監督する裁判所の担当裁判官にも会う。それを、東京から出張して2日間の間で。

—結構なハードスケジュールですね。

▶ 例えば裁判官が現場検証をするというのを決めていくのとは違って、着任して1週間か10日のうちに、それをあつという間にやっちゃうと

ころでした。

——事務局審査官の仕事というのは、そういうふうに見てきたものをまとめて、委員会の委員にレポートするというのが、主な仕事なのでしょう。

▶ 事件によります。イメージでいうと、裁判所の左陪席と、最高裁の調査官と、それから書記官的な仕事もするんですね。合議体の左陪席と、いろいろ調べるとい意味では、最高裁の調査官的な。それから、送達みたいなことにもかかわるので、そういう意味では書記官とか裁判所事務官的なこともやります。

実際に裁判をやるときの裁判官にあたるのは委員です。ただ、委員は3人しかいないので、すごく大きい事件になると委員では大きいことしかできないので、小さい事件だったら委員がやるようなことも、審査官のレベルでやっていいというふうに権限が委任されて、両当事者の人に了解を得て、事実上、調停作業みたいなことまでやることもあります。それは法律には書いていないけれども、大きすぎて誰が考えても物理的に3人の委員では絶対できないとき

は、みんなが合意したなら、そういう実際の調停までやる。ですから、調査やその報告書を書いたりもしますけど、実際には、当事者の許可があって合意に達するところまでも、豊島事件の場合はやっていました。

排出事業者は破産しちゃっていましたが、その事業者に頼んだ会社がいっぱいあって、住民たちに被害があった。排出事業者と頼んだ会社と住民という、いろいろな原告・被告の対応関係があって、それぞれの対応関係についての調停を慰謝料の金額が確定するまでやって、合意ができたところで、公害等調整委員会の正式の委員で組織された“豊島事件の調停委員会”が正式に開かれて、そこに両当事者が来て成立、署名する。そのほとんどのことを僕がやっていました。

——豊島事件の場合は、調停成立が2000年でした。

▶ 僕が辞めて少したってからメインのところが成立しました。

学者への転身

——まさに今お話が出ましたけれども、この公害等調整委員会に行った

翌年の1999年、先生は慶應義塾大学の法学部の助教授にられました。これは、行ってこいと言われて行くというよりは、先生が決断されたということになると思いますけれども、いかがですか。

▶ それがまたね、全然そうじゃない。

— そうなんですか？

▶ 今は手続きが違うみたいですけど、僕るときは1枚の紙が来て、助教授になることを承諾しますか、しませんか、はいかいいえのどちらかに丸を付けて、8月何日だったかまでに返送されたしというだけで、何ら事前の連絡とか接触とか、そういうのはまったくなかった。要するに手続きを適正にやるということだったんでしょけれども、あまりにそれだとこっちも判断のしようがなかったんですけど、とにかく私ときは、そういう手続きが貫かれています。

さっき話した裁判官になるときに本当に同じですけど、同僚、先輩、出向先の人や、よく覚えていませんが、そうですね、10人とか20人とかには意見を聞きましたが、僕の聞

いた範囲では、それは慶應に行きなさいと、誰1人として、裁判官にとどまれとか、断りなさいと言う人はいなかったの、世の中そういうものかなと思ったんです。

—なるほど。ロースクールができた後、実務家の先生に来ていただくというのも今では普通になりましたけれども、当時は非常に珍しいことだと思います。

▶ すごく珍しかったね。

— そうした中、先生は行くという決断をされて。

▶ ですから、決断というような立派なことではなくて、世の中そういうものだというような。

豊島事件をやっている真っ最中で、香川県とその住民、島民の最終合意という、一番のメインが一番大変だったんですよ。さっき言ったように、たくさんある排出事業者の一部を担当していて、いろいろな組み合わせで調停をやっていたんです。一番メインの部分の真っ最中で、その仕事と、個別の排出事業者の調停と、両方やっていたわけなんです。そのメインの本当に真っ最中のときに、1年で、しかも慶應の話があっ

たのは4月とか5月ぐらいなので、もう行って1カ月か2カ月ぐらいの話になっちゃうわけです。私の前任の人は4年ぐらいいましたから、3年とか4年後に次の人が僕の後に入ってくるというふうに世の中は動いていたと思うんですけど、それに逆らうことになるので、次の人には本当に迷惑をかけたと思っていますが、それでもしょうがないというか。——慶應義塾大学には、環境法担当ということで呼ばれたのですか。

▶ そうです。どういう議論があったかは分かりませんが、僕は環境法ということで来ました。

——先生は確かに、ご経歴からも、環境問題や労働にかかわる事件をいろいろ担当されてきましたが、学者として急に環境法を担当せよと言われたとき、何か思うところはありませんか。

▶ まったくないですよ（笑）。環境法もやっていたけど、民事、刑事、家事、少年、行政もと、普通の裁判官と同じように普通に実務をやってきた中で、たまたま女川原発訴訟や労働衛生の労災の事件はありましたが、それは誰でもそれぐらいのこ

とは、みんなどこかでやっているから、何が専門というのもまったくないわけで、慶應義塾大学が環境法だというからというだけで。まわりの人はみんな、断るべきじゃないとか、断る人はいないとか言うから来てみたら、環境法だったと。

——そうしますと、慶應に来てから、あるいは来ると決まってから、学問として環境法に向き合うということになったと思うんですけども、これまでとは仕事の内容が大きく変わったと思います。そのあたりについて、何かありましたらお話しください。

▶ 1年目の先生というのは、例えば通信教育のスクーリングとか、ほかの学部の法学の授業とか、いろんな科目を担当するんです。3月31日まで裁判官だったのに、4月1日からもう、たくさんの科目が同時にスタートするんですよ。だからもう何かそんなこと考えている余裕がないというか、毎日、明日の授業の準備をして、夏休みになると通信教育のスクーリングが始まって、秋にもスクーリングがあって、とそういう感じでした。

たまたまですけど、裁判官時代の友人で、わりと早く辞めて環境の裁判の勉強会をやっている人がいましたね、そこで救われたようなものですね。本当に友達ってありがたいと思うんですけど。その勉強会で、当時学習院にいた大塚直さんという、今、環境法の学会のトップにいる人や、北村喜宣さんという上智の、行政法系でのトップの先生、それから畠山武道さんは北大だったのにほとんどの会に出張してこられていて、ほかにも何人かいらっしまったんですけど、非常に温かく迎え入れていただいて、本当にいろはの「い」から教えてもらったんですよ。その教えていただいたものを順番に今度は教室で教える。今でもそういう感じなんですけど。その勉強会がなかったら、ちょっと厳しかったかもしれないですね。

———そうですか。先生は、そういった形でアカデミックな環境法ということを学びながら、授業でも還元していくということをなさっていたということですね。実務経験というのは、その中で活かされましたか。

▶ それはもう何ていうか、活かさ

れるというよりも、そのものという感じですね。つまり、公害訴訟だと共同不法行為で、共同不法行為といたら民法719条ですけど、訴えを起こすと共同訴訟になる。僕も少ないですが行政訴訟もやっていましたが、こういう公害で困っている人の相談にはまずどうするかということが実際に司法試験に出ますよね。

行政に相談に行くとか、市町村の窓口に行くとか、公害等調整委員会に相談して、そこで申し立てるとか、あるいは裁判でも保全というのがあるし、それから調停もあるし。で、訴訟を起こすと訴訟物というのがあるって、人的被害とか物的被害によって、訴訟物が客観的併合になって、コンビナートみたいな場合だと被告の会社がいっぱいあって、主観的併合になる。それが一つ一つ、民事訴訟法のどの条文でどういうふう

に適用されるか。環境法の授業の半分以上は、そういうベースというか、その仕組みに乗っかることになるので、そこがしっかり理解できていれば、その先はそんなに難しくない。授業でいろいろ質問されることも、自分がやってきたことでしたからね。

例えば廃棄物処理法だと刑事罰則が大きく問題になるので、法務省刑事局でやっていた構成要件とか罪刑の均衡とか、法律改正の経過規定とかね、それから今度は告訴、告発の問題とか、よくあるのは両罰規定にどういう証拠が必要だとか、会社の法人処罰とか、量刑なんかも、罰則の量刑とか懲役刑とかいろいろ、司法試験の答案に書かなくちゃいけないようなことが出てくるわけです。

自分が4年間いろいろな法改正で罰則規定の審査をやりましたが、環境法の過去問なんかを見ると、それがそのまま出てくるんですね。ですから、環境法というよりも、そこに行くまでの部分がしっかり答案に書けないと、抽象的な環境法の理論まで行かないんですよ。

—その後、2002年に教授になられて、2004年、法科大学院の創設と同時にロースクールに転籍され、そして、さっきもちょっと出ましたけれども、2017年、今年ですが、LL.M. コース、グローバル法務専攻にと、慶應学内でもいろいろ移られていますけれども、このあたりで思うところがもしありましたら（笑）。

ここはなかなか言いにくいかもしれませんが。ただ、法科大学院への転籍というのは、法学部から行く方としては六車先生は最もふさわしかったと思います。

▶ まあ、客観的にはね。外形的にどうか、経歴的にどうか。そもそも僕は研究者教員なのか、実務家教員なのかということもあるんですよ。どっちだと思いますか。

—研究者教員として来ていらっしゃるんですよ。

▶ これは言う支障があるかもしれないけど、最後まで決まらなくて、とにかく定員が埋まらない方に入ることだった。

—どっちでもいけるということで。

▶ 僕は実務家教員なの。

—そうなんですな。

▶ 実務家教員のうちで唯一、任期のない実務家教員。実務家教員はいっぱいらっしゃるけど、本当の実務家でしょう。でも、僕が実務家教員であることは間違いありません。それで、ちょっと正確に覚えていませんけど、2年か3年ぐらいは民法総合Iという授業を、民法の研究者教員の人とペアになって教えたり、

事例問題を作ったりしていた。でも、ほかのクラスは、現場の弁護士さんが来て一緒にやっているわけですね。僕のクラスは、研究者教員と環境法の先生がやっていた。やっぱり研究者の方というのはすごいなと印象的でした。実務家が実務をやっているその間、研究しているわけですから。外国へ行って研究したりとか。やっぱり面白いですね。より深く根本的なところや、いつもよく分からないまま調べる時間がないようなところをさらっとおっしゃるからね、それはものすごく勉強になるし、刺激になるというか、学者って面白いなと思った。

最初の数年は民法総合Ⅰをやりながら、環境法もやっていたんです。そのうち、環境法の科目をどんどん増やしていくことになって。テーマ演習とかテーマ研究とかワークショップとか。私は法学部でも教えているので、それで自然に民法総合Ⅰから外れたということじゃないかと思うんです。ロースクールの先生になったという思いとか、そんな余裕はなくて、授業の準備とか学生さんへの対応をしているうちに、今ま

で来ちゃったような感じなんですけど。

——そしてさらに、最後にLL.M.に行くという大きな動きがあったんですね。

▶ これは本当にね、手を挙げたつもりはないんですけど、大きな流れでね。今はほとんど全部英語で授業しているんです。おかげさまで、春にも2科目、3人とか4人ですけれども、秋はだいたい10人ぐらいで、本当に世界中から来ますね。北米も、アジアも、ヨーロッパもたくさんいるんですね。それから、現役の弁護士さんもいるし。LL.M.に入ってそこでしっかり勉強しようという人たちがたくさん。

今教えているクラスの人ではないですが、環境法で卒業論文みたいなのを書きたいという人がいて、ちょうど昨日、登録手続きをしたんですけど、そういうふうには日本に来て本格的に環境法を勉強して、修士の論文を書きたいという人も来ていますね。去年の今ごろは、本当にどうなるかなと思っていたんですけど、特にこの秋からたくさん入って。LL.M.もそうですし、交換留学もた

くさん来て。先週、ウエルカムパーティーをやりましたが、今、50人近く留学生がいると思うんですけど、いろいろな国の人と、日本の人と同じようにやれる、そういうところに最後の年に関わってよかったですね。

秋学期から入学することを前提としているので、今はちょうどロースクールの環境法Iという入門の授業とほとんど同じ内容を、英語でしているんですけど、同じようなところで質問が出てくるから面白いなというか。ここで質問があるなというところで、ちゃんと質問するんですね。

もちろん全部聞き取れるわけじゃなくて、シャノンさんというアメリカ人の弁護士さんと一緒にやっていますので、聞き取れないときはシャノンさんから聞くか、もう1回もうちょっとゆっくり易しく質問してくださいと言って、昨日も黒板一面ぐらいつつと質問に答えて字を書いたりするのを、それを全部英語でやっています。なぜかできるんですね。それは非常に不思議なんですけど。自分でも、よく分からないですね。皆さんから聞かれるんですけど、本当に留学とかそういう経験はないんで

す。

——そうですね。留学経験でもあればすんなりできると思いますけど、急にやれって言われて、大変だなと思います。

ところで先生、先般出版なされた『環境法の考え方(1・II)』というご著書、これはまさに六車先生のこれまでの環境法に関する考え方が非常によく示されております。特におそらく従来の環境法の中では取り上げられなかったような、人にとっての環境という、ユニバーサルデザインとかうつとか認知症、そういったものも先生の考える環境法に入れて論じているところが、非常に特徴的で面白いなと思って読ませていただきました。これは慶應大学出版会ですね。宣伝も込めて。

▶ カットされちゃいますから。

——ここはカットせずにいきたいと思います(笑)。先生、この本に込めた思いなどをぜひお話しください。

▶ 実は僕はLL.M.の授業の準備とか、前の年の12月ぐらいから、アメリカ人の先生と授業のための勉強会なんかをやっていて本当に時間がなかったときに、ここにいらっ

しゃる出版会の岡田さんが、ほとんどこれを作ってくれちゃったんです。目次から構成から、論文を集めるのから、カバーデザインとか紙の質とか、帯に何を書くとか、本当に全部。英語の部分はリットさんに見ていただくとか、書いていただくとか、そういうのも全部やっていただいて。こういう本を出すのは本当に初めてなんですけど、皆さんにもご協力いただいでできたんです。

ユニバーサルデザインに関して言うと、公害問題の解決ってどうしても広い地域の大勢の人に対する基準みたいな話になっちゃいますけど、何かのときに、そうではない1人1人のことについてという視点から書いたんですよ。

そうしたら、岡田さんから、この路線であと3つぐらい書いてくださいとお手紙いただいたんですよ。それで、うつ、認知症、ハンセン病を取り上げて3つ書いたんですよ。そうしたらこれをまとめて2冊同時に出そうということになって。

ただ僕は4月から留学生相手に英語の授業をするから、これを使って講義をするということはないんです。

——それはちょっと残念ですね。ただ、これまでやってこられたことをこういう形で残すというのは、非常に重要なことです。

続けてきた社会活動、退職後のプラン

——では次の話に行かせていただきます。先生は2014年に第二東京弁護士会に弁護士登録をされたということなんですが、これは何か経緯があったのでしょうか。

▶ これは何かのパーティーかどこかで、以前、三田法曹会の会長だった鹿内徳行さんという京橋法律事務所の弁護士さんから、退職後のことがもし何も決まっていなかったのであれば、うちの事務所にスペースがあるので、やっぱり登録はしておいた方がいいんじゃないかと言っていた。僕が法学部に来たときに指導してくださったような、そういう世代の方で、そのときと同じように、大学を退職するに当たって将来のことを考えると登録はしておいた方がいいんじゃないのかということを書いてくださった。僕は登録の意味がよく分からなかったんですけど、

でも勧めていただいたので、喜んでそこを事務所として登録させていた。その鹿内先生が第二東京弁護士会だったので、私も第二東京弁護士会に登録しているということです。

——そうすると、退職なさった後は、基本的には先生は弁護士業務をやっていこうとお考えになっているということですか。

▶ 皆さんそうおっしゃるんですが、鹿内さんにも申し上げていますが、基本的には弁護士はしないつもりでいます。今は1件だけ事件を担当していて、もちろん準備書面とかは見えていますけど、それも共同受任してまして。授業とぶつかっちゃうので、法廷に出られないんです。

辞めてみないと分からないんですけど、僕としては、今までお話ししたようにいろいろなことをやってきちゃっているんで、ここで、これまで時間がないからこれ以上は深く考えられなかったり、調べられなかったこと、より基本的なことや、歴史なこと、ローマ法とかラテン語とか、少しだけ勉強したドイツ語とか、許されるならそういうことを自由に

勉強して過ごせたらと思っているんです。やり残したというようなことじゃなくて、よく分からないまま来ちゃったことをゆっくり考える、そういう生活を取りあえず1年ぐらい試してみて、そこからまた何か道が出てくれば、またどこかの道に行ってもいいんですけど、ちょっとそういう時間を持ちたいなという感じなんです。

——なるほど。ではその研究生生活の成果はぜひまた出版して社会還元していただければと思います。でないと大きな損失になりますので。ところで先生は、学者として勤務されるかわら、いろいろな社会貢献活動もなされています。これまでなされた活動と、今後も続けていかれるかどうかというあたり、簡単にお話しいただけますでしょうか。

▶ ずっと続けているのは、WWF（世界自然保護基金）ジャパン。これはたまたま慶應から歩いて7～8分の赤羽橋に日本の本部があるんですが、要するに自然保護の団体で、ほとんどが理系の方なんですね。動物の専門家とか。ですが、自然保護関係の法律を改正するときに組織とし

て意見を言うことがあるので、法律の条文とか仕組みとか、そういうことを勉強したいという要望があって、前も慶應の方がやっていたみたいですが、環境法の先生ということで僕が行くようになりました。

環境法というよりも、法学入門みたいな勉強会を、2週間に1度、お昼休みにお弁当を持ち寄って、事務局の1室でまったく自由参加で今年の3月まではやってきました。LL.M.に移ることになって定期的には無理になったので、今はこのテーマでというときにやるということにしましたが。慶應に来た年の秋か冬ぐらいから今年の春までずっと、ほぼ2週間に一遍、環境法にかかわることに限らず、世の中で起きているいろいろなことを法律的にはどういうふうに考えるのかそのヒントになる話をしたり、あるときはWWFの人が自主的に調べたのをゼミみたいに発表して、それをみんなで議論したり、僕が意見を言ったり、そういうことをたくさんやってきました。——そういった社会貢献活動というのは、今後も続けていけますか。

▶ そうですね。相手があることで、

WWFの方がどう考えているかですけど、WWFの方が、こういう点についてはどうかというふうに聞いてくれば、もちろん僕は動けるといえるか、僕が意見を言える限りはずっと続けていこうと思ってます。

——ではそろそろ、まとめに入りたいと思います。今後どうしたいかということはお話いただきましたので、最後に先生から、このオーラルヒストリーを読む読者の若者、あるいはロースクール生に対してメッセージをいただいて終わりにしたいと思いますので、ぜひよろしく願います。

▶ そういう話になるだろうと思って、いろいろ思い出していたんですけど、よく思い出すのは、私が18歳で法学部に入ったときの日吉の教養課程の、西洋史か西洋思想史の森岡敬一郎という先生が、最後の授業で、人生というのは、要するに世の中ってこういうものなんだということを知るようになるために、ずっと生きていくんだというようなことをおっしゃったんですね。最後の授業だったということもあるんですが、若い自分にとってはすごく印象的で、

こういう節目みたいなきに、その先生の話を思い出すんですね。で、やっぱりそうだなと。世の中とか社会とか人生というのはどういうものかというのが、年を取ったり、いろいろな経験を踏まえると、より深く分かってくるんじゃないかと思うんですね。

それが分かることに価値があるというんじゃないくて、そういうものじゃないかとすごく自然に言われたのを時々思い出すんです。そして今、その言葉がすごくわかるというか、僕もそういうふう思うなど。世の中ってどういうものなのかを知っていく過程でゴールがあるわけでも何でもないんですけど、寿命が来たらそこで終わるわけなんですけど、だからさっき言ったように定年後は今までやってこなかったことをいろいろちゃんと1回考え直してみたいと思っています。

ロースクール生へのメッセージになるかどうか分かりませんが、私にとっては大学に入った1年目の授業が終わるときのそういう言葉がすごく参考になって今も思い出すので、やっぱりいろいろな先生の授業中の

言葉とか、お別れのときとかに言われたような言葉で、自分にとって何かぴったりくるような、何となく自分に言ってくれているように感じる言葉を大事してはどうかと。今振り返ってみると、自分の生き方はこれでいいんだという1つの支えみたいになった面もあったので。

今のロースクール生にはいろいろな進路があると思うんですけど、どういう方向へ行くにしても、ロースクールの先生のお話でいい言葉があったら、時々思い出してみると、将来、人生の分かれ道みたいなのがあったときに、1つの支えというか、考え方の基準というか、これでいいんだと自分を納得させられるんじゃないか。そうやって生きていかないと、バランスを崩しちゃったりすることもあるから、そういう、何か生き方の支えになるようなものをロースクールの間に持てるといいかなと思いますね。

——ありがとうございます。まだまだいろいろ聞きたいことがあるんですけど、収録できる量が限られているということで、非常に残念ですがここで終わりにしたいと思い

ます。六車先生、どうもありがとうございました。これからのご活躍、楽しみにしております。

▶ 本当に今日はありがとうございました。

(2017年10月6日)